

## 煙突性能評価業務方法書

### 第1条 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行令（以下「令」という）第115条第1項第3号の認定に係る性能評価に適用する

### 第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下のとおりとする。様式、その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書
- (2) 煙突評価申請概要書
- (3) 構造・機能説明書
- (4) 設計基準
- (5) 標準設計諸元表
- (6) 標準設計図
- (7) 技術資料(熱流予測計算書等)
- (8) 実験で確認する場合は(2) 及び の実験成績書
- (9) 施工要領書
- (10) 会社概要
- (11) その他

### 第3条 評価方法

- (1) 評価の実施
  - 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い、(2)に示す評価基準に従って評価を行う。
  - 2) 評価員は、評価上必要あるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
  - 3) 評価員は、評価上必要あるときは、実験等に立ち会うことが出来るものとする。

## ( 2 ) 評価基準

次の基準に適合すること。

煙突及び煙突の表面を被覆する断熱材等は、当該煙突内の廃ガス等によって物理的、化学的变化をしないことが確かめられたものであること。

当該煙突の通常の利用状態による廃ガス等により煙突の周辺の温度が定常状態になるまで加熱した状態において、煙突の周囲にある可燃物の表面温度が100 を超えないよう、有効な離隔距離を確保し、又は、煙突の表面温度が100 を超えないよう断熱等の措置を行ったものであることを計算又は実際のもとの同一の構造方法及び寸法のものを用いた実験（ただし、実際のもの性能を適切に評価できる場合には、異なる寸法とすることができる）によって確認したものであること。

煙突の周囲にある建築物の部分については（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分については煙突の上にたまるほこりを含む）、当該煙突の通常の利用状態による廃ガス等により煙突の周辺の温度が定常状態になるまで加熱した状態において、煙突（又は断熱材）の表面の温度が260 を超えないことを計算又は実際のもとの同一の構造方法及び寸法のものを用いた実験（ただし、実際のもの性能を適切に評価できる場合には、異なる寸法とすることができる）によって確認したものであること。

煙突が防火区画を貫通する場合にあっては、当該貫通部分が令第129条の2の5第1項第7号の基準に適合すること。

煙突が延焼のおそれのある部分の外壁に開口部を有する場合にあっては、当該開口部が令第109条の2の基準に適合するか又は煙突が上記 の基準に適合するものとする。

## 第 4 条 性能評価書

評価書は、以下の項目について記述する。

- ( 1 ) 評価番号、評価完了年月日
- ( 2 ) 申請者名（会社名、代表者名、住所）
- ( 3 ) 件名
- ( 4 ) 適用範囲
- ( 5 ) 評価内容概略
- ( 6 ) 評価結果
- ( 7 ) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項